

予定申告と仮決算による中間申告の損得比較

予定申告・仮決算による中間申告は、資金繰りと還付金利の得失、設備投資と消費税還付の組み合わせなど、税務申告上、戦略的に検討する必要があります。

選択のポイント

- 1) 税金の還付の有無  
確定申告により税金が還付される場合、年4.1%の還付加算金がつきます。  
下記ケース1)に対応
- 2) 納税額の比較  
還付がない場合、納税額が少ない方が有利です。 下記ケース2)に対応

	予定申告が有利なケース	仮決算による中間申告が有利なケース
法人税	1) 前期は特別利益などもあり業績が良いが、当期は欠損または課税所得が半分以下となる。 2) 前期の業績が良い。	1) 前期の業績は良いが、通期では欠損または前期の所得以下となる。 2) 前期の業績が悪い。
	<留意点> 決算期変更や合併などがあった場合、前期税額の1/2とはなりません。	<留意点> 申告期限の延長はなく、2ヵ月以内に申告が必要です。 留保金課税はありません。
消費税	1) 当期は著しい課税売上の減少や設備投資などによる課税仕入の増加がある。 2) 当該申告期間の課税売上が多い。	1) 当該申告期間の課税売上は多いが、通期では課税仕入の増加などにより、消費税の還付が見込まれる。 2) 当該申告期間の課税売上が少ないまたは課税仕入が多い。
	<留意点> 前年度の税額が400万円超の場合 ..... 3ヶ月毎に申告が必要 前年度の税額48万円以上400万円未満の場合 ..... 6ヶ月分の申告が必要	<留意点> 申告期間ごとに、予定か仮決算かを選択します。 簡易課税の適用もあります。

予定申告・仮決算による中間申告は、法人税と消費税ごとに選択ができます。たとえば、法人税は予定申告、消費税は仮決算による中間申告もできます。

お見逃しなく！

- 1. 仮決算による中間申告では、源泉税や消費税の還付はありません。
- 2. 輸出免税などの適用を受ける事業者は、課税期間短縮の届出を提出すれば、早く消費税の還付が受けられますが、税務調査が多くなるので十分な検討が必要です。
- 3. 翌期以降多額の設備投資予定がある小規模事業者、非課税業者の場合は、中間申告を検討する以前に、届出の状況を事前に検討・確認しておくことが、非常に重要です。
- 4. 中間申告の場合、申告書上の単純な計算ミス等で所得が増える以外は更正処分がなく、通常、税務調査はありません。